

## 日本安全運転・医療研究会研究会会則

### 第 1 条【名称】

本研究会は、「日本安全運転・医療研究会」と称し、英文では Japanese Society of Safe Driving and Medical Conditions と表記する。

### 第 2 条【事務局】

本研究会は事務局を産業医科大学リハビリテーション医学講座内に置く。

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1

Tel 093-691-7266, Fax 093-691-3529, E-mail reha@mbox.med.uoeh-u.ac.jp

### 第 3 条【目的】

患者や高齢者の自動車運転およびその他の移動に関して、認知機能や身体機能、安全性やその判断、助言や指導、実車教習、リハビリテーション、社会システムなどに関して、医療福祉関係者、工学およびその他の研究者、自動車教習所関係者、交通安全に関与する機関・団体等の関係者、行政関係者、企業関係者などさまざまな専門家が一堂に会して情報を交換し、安全で円滑な運転・移動や社会生活の確保を目指す。

### 第 4 条【事業】

本研究会の目的を達成するために下記の事業を実施する。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 幹事会および世話人会の開催
- 3) 研究成果の発信
- 4) 運転に関する検査法や基準の提案と普及
- 5) 学術的研修と専門家養成
- 6) 診療報酬その他、この研究会の目的を達成するために必要な事業
- 7) 各地域における支部活動の推進

### 第 5 条【会員構成】

この研究会は以下に掲げる会員をもって構成する。

- 1) 正会員 この研究会の趣旨に賛同し入会を希望した者

- 2) 賛助会員 この研究会の目的に賛同して、賛助するために入会した者または団体
- 3) 特別会員 この研究会の発展に特別の貢献をした正会員で、幹事会で推薦され世話人会で承認された者

## 第 6 条【入会】

- 1. 正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、会長は入会者の認知を行う。
- 2. 賛助会員として入会を希望する者または団体は、所定の入会申込書を提出し、会長は入会者または団体の認定を行い、幹事会の承認を得る

## 第 7 条【年会費】

- 1. 正会員は所定の年会費を納める。当分の間、年会費は徴収せず、学術集会開催余剰金を事務局費用に充当する。
- 2. 賛助会員は 10,000 円の年会費を納める。
- 3. 特別会員は年会費を無料とする。

## 第 8 条【役員】

- 1 この研究会は以下の役員を置く。

- 1) 顧問 若干名

顧問は、幹事会や世話人会で助言をすることができる。

顧問は、この研究会の設立または発展に貢献し、幹事会で推薦され、世話人会で承認された者とする。会長が委嘱し、任期は定めない。

- 2) 会長 1名

会長は、この研究会を代表して運営を統括し、学術集会を開催する。

次期会長は幹事の中から幹事会にて推薦され、世話人会で承認された者とする。

現会長が委嘱し、任期は 1 年とする。

- 3) 幹事 10～20 名

幹事は、幹事会を構成し、研究会の運営を執行する。

幹事は、世話人の中から幹事会にて推薦され、世話人会で承認された者とする。

なお、事務局を統括する幹事 1 名を代表幹事とし、研究会運営事務を管轄する。

会長が委嘱し、任期は 2 年であるが、再任を妨げない。

- 4) 世話人 50 名以内

世話人は、世話人会を構成し、役員を選任・解任、会長および幹事の執行した業務の承認・否認、その他会長および幹事会から委ねられた業務を行う。

世話人は、正会員の中から幹事会にて推薦され、世話人会で承認された者とする。  
会長が委嘱し、任期は 2 年であるが、再任を妨げない。

#### 第 9 条【任期】

- 1) 会長の任期は、直近の学術集会終了翌日から始まり、該当年度の学術集会最終日までとする。
- 2) 幹事と世話人は、直近の学術集会終了翌日から始まり、翌年度の学術集会最終日までとする。

#### 第 10 条【運営】

- 1) 研究会全体の運営と経理は、担当する会長が執り行う。
- 2) 研究会の運営事務と経理は、代表幹事が行う。
- 3) 幹事会は、顧問、会長、代表幹事によって構成され、年 1 回、学術集会時に開催し、研究会運営上の事項を審議する。なお緊急な案件があれば適宜メール審議等を行う。幹事会は会長が議長を務め、出席した幹事の半数以上の賛成で議決できる。
- 4) 世話人会は、顧問、会長、代表幹事、幹事、世話人によって構成され、年 1 回、学術集会時に開催し、会長および幹事会から委ねられた重要事項の審議を行う。世話人会は会長が議長を務め、出席した世話人の半数以上の賛成で議決できる。

#### 第 11 条【会計】

- 1) 本研究会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

#### 第 8 条【会則変更】

本研究会の会則は、幹事会で審議し、世話人会で出席世話人の半数以上の賛成により変更することができる。

<付則>本研究会会則は、2017 年 3 月 30 に制定し、4 月 1 日より施行する。